

# 作業監督者及びその要件（案）について

# 1. 作業監督者の選任が必要な作業について

- ・ CCS事業法第71条第1項及び第89条第1項において、貯留事業者及び導管輸送事業者に対し、経済産業省令で定める要件を備える者のうちから作業監督者を選任することを義務付けている。
- ・ 貯留事業及び導管輸送事業では、その作業内容等から下記の作業について選任義務を課したい。

事業区分	作業監督者が必要な作業
貯留事業	<p>( 二酸化炭素の注入・貯蔵等に関する作業監督者の区分 )</p> <ul style="list-style-type: none"><li>①二酸化炭素の注入に関する作業</li><li>②圧送機及びその附属設備の操作その他の二酸化炭素の圧送に関する作業</li></ul> <p>( 土地の掘削等に関する作業監督者の区分 )</p> <ul style="list-style-type: none"><li>③掘削用機械の操作その他の土地の掘削に関する作業</li><li>④火薬類の存置、受渡し、運搬及び使用に関する作業</li></ul> <p>※ 試掘段階では、土地の掘削作業に関して上記③、④の作業監督者の選任義務を課している。貯留事業段階における土地の掘削やそれに関する火薬等の管理は、試掘段階のものと同様であるため、③、④の作業監督者は貯留事業段階でも選任義務を課すこととしたい。</p>
導管輸送事業	<ul style="list-style-type: none"><li>①導管の工事、維持及び運用に関する作業</li><li>②圧送機及びその附属設備の操作その他の二酸化炭素の圧送に関する作業</li></ul>

## 2. 貯留事業における作業監督者及びその要件について①

( 二酸化炭素の注入・貯蔵等に関する作業監督者の区分 )

### ① 「二酸化炭素の注入に関する作業」の作業監督者

- ・ 二酸化炭素の注入を適切な方法で行い、注入時や注入後のモニタリング、緊急時の適切な措置を講ずることを監督させるため「**二酸化炭素の注入に関する作業**」について、二酸化炭素の適切な貯蔵の確保の観点から作業監督者の選任義務を課すこととしたい。
- ・ 当該作業については、鉱業や地質についての知識を有する者や石油鉱山での生産管理等に従事した者等を作業監督者に求める要件としたい。

### ② 「貯留用圧送機及びその附属設備の操作その他の二酸化炭素の圧送に関する作業」の作業監督者

- ・ 貯留事業における二酸化炭素の注入等を使用される圧送機は、二酸化炭素の高圧ガスを大量に製造し圧送する作業があり、これを安全に行うためには、高圧ガスの製造等に関する知識が必要。このため、「**圧送機及びその附属設備の操作その他の二酸化炭素の圧送に関する作業**」について、注入に用いられる圧送機の適切な運営の観点から作業監督者の選任義務を課すこととしたい。
- ・ 当該**高圧ガスの製造**に関する作業監督者に求められる要件は、鉱山保安法の「一日に容積百立方メートル以上の**高圧ガスを製造するための設備に関する作業**」を参考に**高圧ガス保安法の化学責任者免状や機械責任者免状を持つ者等**としたい。

## 2. 貯留事業における作業監督者及びその要件について②

### ( 抗井の掘削等に関する作業監督者の区分 )

#### ③ 「掘削用機械の操作その他の土地の掘削に関する作業」の作業監督者

- ・掘削用機械の操作その他の土地の掘削については、貯留事業段階と試掘段階とで同様の作業が想定されるため、試掘段階と同様に「掘削用機械の操作その他の土地の掘削に関する作業」の作業監督者の選任を求め、その要件として「**大学等において、鉱業に関する理学又は工学を修了した者**」や、「**石油鉱山等における土地の掘削に関する作業の保安に関する実務に従事した者**」とする。

#### ④ 「火薬類の存置、受渡し、運搬及び使用に関する作業」の作業監督者

- ・火薬類の存置、受渡し、運搬及び使用についても、貯留事業段階と試掘段階とで同様の作業が想定されるため、試掘段階と同様に、「火薬類の存置、受渡し、運搬及び使用に関する作業」の作業監督者の選任を求め、その要件として「火薬類の取扱量に応じた**火薬類取扱保安責任者免状を有する者**」とする。

# 3. 導管輸送事業における作業監督者及びその要件について

## ① 「導管の工事・維持及び運用に関する作業」の作業監督者

- ・二酸化炭素を大量に運送する導管の健全性を維持するためには、導管の工事・維持及び運用に関する作業が適切に行われることが必要であることから、導管輸送事業における「**導管の工事・維持及び運用**」に関する作業監督者の選任義務を課すこととしたい。
- ・また、その作業監督者の要件は、**ガス事業法においてガス導管等のガス工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督を担うガス主任技術者免状を持つ者や、高圧ガス保安法の化学責任者免状や機械責任者免状を持つ者等**としたい。

## ② 「導管輸送用圧送機及びその附属設備の操作その他の二酸化炭素の圧送に関する作業」の作業監督者

- ・導管輸送事業における圧送機は、二酸化炭素の高圧ガスを大量に製造し圧送する作業があり、これを安全に行うためには、高圧ガスの製造等に関する知識が必要。このため、「**圧送機及びその附属設備の操作その他の二酸化炭素の圧送に関する作業**」について、作業監督者の選任を義務を課すこととしたい。
- ・当該**高圧ガスの製造**に関する作業監督者に求められる要件は、**ガス事業法のガス主任技術者免状や、高圧ガス保安法の化学責任者免状や機械責任者免状を持つ者等**としたい。